平成２３年（フ）第３９３号
愛知県豊明市前後町五軒屋1551番地３　仙人塚ハイツ501号
破産者　塚本　密代
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９０９号
大阪府岸和田市作才町１―59レオパレスメルツェⅣ103、住民票上の住所神戸市西区伊川谷町有瀬1637番地の４、住民票上の前住所神戸市西区北別府１丁目８番地の２
破産者　中舎　修咲
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１３４号
大阪府和泉市伏屋町２丁目９番32号、住民票上の住所大阪府和泉市伏屋町２丁目９番２―102号
破産者　フラワーショップまあれことＶＶＣこと　井登　朋雄
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２２２号
神戸市長田区平和台町２丁目17番７号　三谷方
破産者　星野末子こと　呂　　末子(旧姓金本)
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５３号
神戸市中央区日暮通１丁目５―３ドリームハイツⅠ　102号、住民票上の住所神戸市中央区国香通３丁目１番２―901号
破産者　中村　秀子
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８１４号
広島市南区西蟹屋４丁目２番19―505号
破産者　木場　美樹
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２７号
香川県木田郡三木町大字井上1578番地１開始時住所香川県さぬき市津田町津田386番地45
破産者　有馬　　隆
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２６０号
熊本県天草市牛深町3473番地11
破産者　山﨑　重信
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０９０号
熊本県上益城郡御船町大字滝尾6228番地
破産者　藤﨑　清美
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１０９１号
熊本県上益城郡甲佐町大字豊内682番地１―２Ｆ
破産者　藤﨑　敬子
1　決定年月日　平成23年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第８７号
北海道旭川市豊岡４条７丁目１番32号　大川マンションＡ102号室
破産者　木村　英男
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０９号
岩手県下閉伊郡岩泉町袰綿字大林２番地
破産者　三浦勇次郎
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１９９号
千葉県東金市道庭573番地　小林アパート６号棟
破産者　中村　輝一
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第６０９号
横浜市保土ケ谷区法泉２丁目25番１―405号
破産者　近藤　晶子
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３３号
横浜市金沢区大道１丁目57番１号　ワイズフラッツ101
破産者　仁岸宏一郎
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８９号
静岡県駿東郡長泉町東野608番地の94
破産者　上田　純也
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５８８号
奈良市右京２丁目１番地の２　平城第２団地38―207
破産者　篠原　　均
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４８号
長崎県長崎市大手２丁目11番３号
破産者　熊本　康子
1　決定年月日　平成23年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係